

平成31年度八王子市農業委員会第4回総会会議録

- 1 開催年月日 令和元年7月30日 火曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後3時00分 から 午後4時30分 まで
- 4 出席委員 (22名)

農業委員会委員

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 番 米 津 元 一 | 2 番 熊 澤 治 彦 |
| 3 番 青 柳 有 希 子 | 4 番 中 西 伸 夫 |
| 5 番 原 島 元 義 | 6 番 有 竹 満 次 |
| 7 番 小 林 裕 恵 | 8 番 菱 山 史 郎 |
| 9 番 坂 本 真 一 | 10 番 田 中 政 博 |
| 11 番 村 松 徹 | 12 番 峰 尾 達 雄 |
| 13 番 山 田 正 | 14 番 門 倉 豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 17 番 内 田 茂 | 18 番 福 田 一 訓 |
| 19 番 三 上 正 治 | 20 番 町 田 裕 通 |
| 21 番 石 川 研 | 22 番 井 上 正 芳 |

5 事務局職員出席者

- | | | | |
|------|---------|-----|---------|
| 事務局長 | 山 崎 光 嘉 | 課 長 | 音 村 昭 人 |
| 主 査 | 上 原 裕 之 | 主 査 | 黒 田 康 雄 |
| 主 事 | 萩 原 健 太 | 主 事 | 小 池 幸 治 |

平成31年度（2019年度）
八王子市農業委員会 第4回総会 議題

（令和元年7月30日）

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第4 非農地証明の願出について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第9 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第10 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第11 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第12 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第13 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第14 一般財団法人 内田農業振興会 第53回農業功労者表彰候補者の推薦について
- 第15 一般社団法人 東京都農業会議 第39回農業後継者顕彰候補者の推薦について
- 第16 一般社団法人 東京都農業会議 第59回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について

【報告案件】

第 17 農地の権利取得の届出について

第 18 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

第 19 平成 31 年度（2019 年度）農業委員会総会の開催日の変更について

【審議案件】

第 20 農地法の適用を受けない土地であることの証明について

《午後3時00分開会》

議長 ただいまから、平成31年度八王子市農業委員会第4回総会を開会します。なお、本日、農業委員及び推進委員に欠席はございません。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
6月1日から6月30日までの届出分（10件）

第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
6月1日から6月30日までの届出分（25件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2についてご質問はありますか。質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告。（1件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありますか。質問なしと認め、進行します。

第4「非農地証明の願出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「非農地証明の願出について」を報告。（1件）

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありますか。質問なしと認め、進行します。

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。(9件)

議長

報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」。

貸し手①について、住所は台町四丁目、設定する土地は小津町の土地4筆、計2,077㎡。利用権の種類は「使用貸借」、期間は5年間。

貸し手②について、住所は小津町、設定する土地は小津町の土地2筆、2,830㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は5年間。

借り手について、法人、住所は小津町、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は3,193㎡。主たる経営作物は果樹、露地野菜、農業従事者は1人、農作業従事日数は年間250日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは報告いたします。7月18日、推進委員、事務局、農林課の農業振興担当とともに現地調査を実施しました。その際、利用権の設定を受ける法人の代表理事から今後の作付計画を伺いました。法人は小津町の人口減少・高齢化などの課題の解決に向けて、平成29年3月に設立しました。もともとは小津町会として活動していましたが、活動が充実したことで空き家や農地を借りる必要が出てきたこと、また、地域外の賛同者にも積極的に関わってほしいという思いから法人化したそうです。多くの地元の方が会員となっており、農場長を農家

の方が務めています。今回借り受ける農地ですが、法人の拠点である原地区の4筆とそこから北に800mほどの場所にある2筆です。今回は規模拡大のため借り受けるとのことで、今後も規模拡大を図って行きたいとのことでした。法人では、空き家だった古民家を拠点に四季折々様々なイベントを企画しています。今回の借り受ける農地も、小津地区が抱える課題解消の一助になるものと考えられますので、担当委員として見守っていきたいと思います。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。

農業委員 損益計画書の作成にあたり事務局で指導はしましたか。

事務局 東京都農業会議が雛形を作成していますので、書き方をお伝えしました。

農業委員 法人は農業活動以外にどのような活動を行っていますか。

事務局 小津地区の再生を中心に活動しています。空家の利活用や遊休農地の解消などいろいろな活動を行っています。

農業委員 損益計算書の売上げが5年目でも42万円、52万円となっていますが、法人のメンバーは他の仕事をしながら、活動を行っているのですか。

事務局 会員の多くは地元住民です。地域再生を目的としたイベントを年に何回か行い、そちらでも利益を出しています。

農業委員 売上げの目標が5年間で709万円とのことですが、この目標は妥当でしょうか。また、有償営農ボランティアとありますが、時間単価は把握していますか。

事務局 目標金額については低いと考えています。また、有償ボランティアの時間単価は把握していません。

議 長 他にございませんのでしょうか、ございませんので進行します。お諮りします。第6については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」。

貸し手について、住所は東中野、設定する土地は東中野の土地5筆、2,984㎡。利用権の種類は「賃貸借」、期間は10年間。

借り手について、法人、所在地は東中野、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は2,984㎡。主たる経営作物は野菜、果樹、農業従事者は2人、農作業従事日数は年間300日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

それでは報告いたします。7月17日、事務局、農林課の農業振興担当とともに現地調査を実施しました。その際、利用権の設定を受ける法人の社長、農場長から今後の作付計画を伺いました。法人は、昭和50年に創業し、一代で築き上げた古本屋です。初代社長が会長に退いた後は、初代社長の弟さんが社長を務めていましたが、5月末に現在の社長が就任されています。大学に近い好立地から、これまで順調に経営してきましたが、インターネットやスマートフォンの普及で、売上げが激減しました。何とか減収を補おうと、農業に参入することになりました。今回借り受けようとする農地ですが、中央大学の正門の南200mに位置する約3,000㎡の畑です。陽当たりは良好で、暖房設備が撤去された560㎡のガラスハウスが2棟建っていました。以前、持ち主がバラ栽培をしていましたが、長年放置されていました。昨年持ち主が亡くなり、相続人も使わないとのことから、今回、借り受けることになったそうです。現在、ガラスハウスの中と露地部分では、様々な野菜が栽培されていました。相続人の了解のもと整地をし、試行的に栽培しているそうです。収穫した野菜類は、法人の店舗で販

売するほか、学生向けに畑の隅に直売スペースを設置するそうです。また、生産が軌道に乗れば、販路を拡大したいと言っていました。古本屋が農業に参入するという、珍しい事例ではありますが、会長、社長とも非常に真剣に今後の農業経営について考えていらっしゃいました。周辺には遊休農地もあるようですので、経営規模の拡大も可能かと思えます。是非、今後の農業経営を見守っていきたいと思えます。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第8「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。本議題は、前回総会から継続審議になっているものです。事務局より説明願います。

事務局

第8「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は川口町の土地7筆、6,389㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は宮城県仙台市青葉区、申出者との続柄は「父」申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成30年11月27日。年齢は83歳、年間従事日数は300日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それでは報告いたします。今回は、願出者にお会いできず、体調を崩されてからの経緯が分からなかったことから、審議を継続させていただきました。6月の総会后、願出者にお会いしようとしたのですが、仙台市にお住まいで、仕事も忙しいということでしたので、実現しませんでした。このため、事務局から電話にて詳しく聞き取ってもらいました。願出者の父ですが、10年前までは畑に出ていました。しかし、

脳梗塞で倒れ、畑に出られなくなりました。また、同じ時期に妻が脳溢血で急逝したショックでうつ状態となり、NPOが運営するサポート付きのアパートで暮らすようになりました。願出者には市内に住む姉がいましたが、子に障害を抱えていたため、父のことは全く手伝ってもらえなかったそうです。当時、願出者は広島市に住んでいましたが、父の手續などでたびたび八王子に戻り、その際には草刈りをしていたそうです。平成29年、認知症が進みアパート暮らしが困難となったことから、老人ホームに入所し、その後、平成30年11月27日に亡くなりました。願出者としては、父が明確に「故障」と判断できる状態ではなかったため、農業委員会への相談もできずにいたそうです。また、転勤が多く忙しい身であったことから、草刈りを業者任せにし、近隣の皆さんに迷惑をかけてしまったことを反省していました。今回の聞き取りでは、体調を崩されてからの、父と願出者の苦悩・苦労が垣間見えました。長年、父が当該生産緑地で農業に従事する姿を見てきましたので、証明して差し支えないかと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第9「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」
買取申出生産緑地は裏高尾町の土地1筆、602㎡。
買取申出事由の生じた者について、住所は国立市、申出者との続柄は「父」
申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成30年8月16日。年齢は
90歳、年間従事日数は300日。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それではご報告いたします。7月18日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の父は、親の手伝いから農業に携わりはじめ、当該地では露地野菜、陸稲、小麦を栽培してきました。収穫した作物は、自家消費してきました。父は、もともと認知症はありましたが、肺炎で入院する87歳頃までは元気に農作業をしてきました。入院後、農作業が困難となり、長女と長女の夫の手を借りながら当該生産緑地を維持してきましたが、そのまま退院することなく多臓器不全で、昨年8月に90歳で亡くなりました。願出者の父はこの他にもう2筆、生産緑地を所有しており、そちらは今後も生産緑地として維持管理していくとのことでした。しかし、この生産緑地までは手が回らないとのことで、今回解除することを決めたとです。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は梅坪町の土地1筆、867㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は滝山町一丁目、申出者との続柄は「父」申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成30年11月5

日。年齢は94歳、年間従事日数は300日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それではご報告いたします。7月17日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の父は、親の手伝いから農業に携わりはじめ、当該地においてショウガ、ハウレンソウ、ナス、コマツナなどを栽培してきました。収穫した野菜は北野や昭島などの青果市場のほか、道の駅にも出荷してきました。願出者の父は80歳後半までは元気に農作業に従事してきましたが、持病の糖尿病の悪化や心臓、肺の病気が原因で4年ほど前に入院しました。その間、息子さんの手を借り当該生産緑地を維持してきましたが、94歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませぬので、進行します。お諮りします。第10については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第11「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第11「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は川口町の土地19筆、4,177.67㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は川口町、申出者との続柄は「父」
申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成31年2月7日。年齢は88歳、年間従事日数は300日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それではご報告いたします。7月16日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の父は、親の手伝いから農業に携わりはじめ、当該地においてトウモロコシ、ナス、ピーマン、キュウリ、ジャガイモ、サトイモなどを栽培してきました。収穫した野菜は青果市場や園芸センター、小学校の給食用に出荷してきました。願出者の父は昨年7月頃までは元気に農作業に従事してきました。以降は6～7年前に膝の状態が悪くなったことで歩行が困難になり、ご自身一人で農作業をすることができなくなりました。願出者の手を借りながら当該生産緑地を維持してきましたが、持病もあって今年の2月7日に88歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。

農業委員 登記地目が宅地となっておりますが、現に耕作していたため生産緑地の指定を受けられたのでしょうか。

事務局 そのとおりです。登記上の地目に関わらず現に農地として耕作していれば生産緑地の指定は可能です。

農業委員 今回、願出のあった農地は規模が大きく、収穫物を学校給食にも提供していたようですので、引き続き農地として残すことはできないでしょうか。

事務局 今後、生産緑地の指定を解除して宅地開発することが予想されます。

農業委員 将来的には全ての農地を手放すことになるようですが、一部で耕作を続け、学校給食に提供していく考えがあると聞いています。

議長 他にございませんでしょうか。ございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第 12「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 12「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」
買取申出生産緑地は中野町の土地 13 筆、中野山王二丁目の土地 3 筆、
5,822.07㎡。
買取申出事由の生じた者について、住所は相模原市南区、申出者との続柄は「母」申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成 30 年 11 月 5 日。年齢は 75 歳、年間従事日数は 300 日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。7 月 22 日、事務局と当該生産緑地を確認した後、願出者にお話を伺いました。願出者の母は、結婚を機に農業経営に携わるようになり、当該地では夫とともに露地野菜を栽培してきました。昭和 64 年に、若くして夫が亡くなってからは、次男の手を借りトマトや花の苗などを生産するようになりました。園芸センターに出荷していました。次男も宮大工の道に進んでおり、思うような経営はできなくなりました。8 年前に肩の脱臼と帯状疱疹が重なってからは、畑に出る機会が減っていきました。このころから草刈りを業者に任せるようになったそうです。在宅での生活が困難となり、平成 28 年に老人ホームへ入所しましたが、その後、脳のがんを発症し、今年の 2 月 19 日に 75 歳で亡くなりました。4 人のお子さんがいますが、残念ながら農業を継ぐ者はいませんでした。また、ここ数年十分な管理ができず、近隣住民から雑草の苦情が出ていたようです。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 12 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第 13「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 13「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は檜原町の土地 2 筆、犬目町の土地 1 筆、3,884㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は犬目町、申出者との続柄は「本人」申出事由は「故障」、申出事由の生じた日は令和元年 7 月 18 日。年齢は 71 歳、年間従事日数は 300 日。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。7 月 17 日、事務局、農林課と当該生産緑地を確認するとともに、願出者に話を伺いました。願出者は、父の代から畑に出ていましたが、10 年前に仕事を退職して以降、本格的に農業に従事するようになりした。弟にも手伝ってもらいながら、当該生産緑地でネギ、サトイモ、ジャガイモ、ナス、カキなどを栽培し、園芸センターへ出荷していたそうです。心臓に異常を感じ、平成 30 年 11 月 22 日に病院へ行ったところ、緊急入院することとなり、翌 12 月にペースメーカーを埋め込む手術を受けたそうです。ペースメーカーは、機械類が発する電磁波の影響で誤作動を起こす危険性があります。また、夏場の高温時や冬場の低温時の農作業は、心拍に大きく影響を及ぼすため、今後の農業経営は困難だとのことでした。今回の調査により元気だったころは、当該生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議 長

質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 13 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。
なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、
買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほ
しいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあつ旋して下さい。
事務局で対応いたします。

第 14「一般財団法人内田農業振興会第 53 回農業功労者表彰候補者の
推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 14「一般財団法人内田農業振興会第 53 回農業功労者表彰候補者の
推薦について」

候補者について、住所は長沼町。推薦理由等を説明。

議 長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、
進行します。お諮りします。第 14 については、これを決定すること
にご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 15「一般社団法人東京都農業会議第 39 回農業後継者顕彰候補者の
推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 15「一般社団法人東京都農業会議第 39 回農業後継者顕彰候補者の推
薦について」

候補者について、住所は高月町。推薦理由等を説明。

議 長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、
進行します。お諮りします。第 15 については、これを決定すること
にご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 16「一般社団法人東京都農業会議第 59 回企業的農業経営顕彰候補
者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局	<p>第 16「一般社団法人東京都農業会議第 59 回企業的農業経営顕彰候補の推薦について」</p> <p>候補者①について、住所は小比企町、部門は「野菜」。</p> <p>候補者②について、住所は石川町、部門は「野菜」。</p> <p>推薦理由等を説明。</p>
議長	<p>説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 16 については、これを決定することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶ者あり】</p> <p>異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。</p> <p>第 17「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>第 17「農地の権利取得の届出について」を報告。（2 件）</p>
議長	<p>報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。</p> <p>第 18「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>第 18「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（2 件）</p>
議長	<p>報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。</p> <p>第 19「平成 31 年度（2019 年度）農業委員会総会の開催日の変更について」を報告します。事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>第 19「平成 31 年度（2019 年度）農業委員会総会の開催日の変更について」を報告。</p>
議長	<p>報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。</p> <p>第 20「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第 20「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」</p>

所有者は1名。大和田町六丁目に在住。願出地は上恩方町にある土地1筆。登記地目は畑。面積は168.47㎡。

市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外。

現況地目は雑木林。現況となった時期は平成9年1月ころ。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それではご報告いたします。6月17日、農業委員、事務局、都の農地担当とともに、現地を確認しました。当該地は、バス停の西、約200mに位置する南向きの傾斜地で、手入れがされないまま雑木・雑草が生い茂っていました。また、筆の一部は墓地として使用されていました。今回は、空き家の所有者が周辺の土地も含めて売却しようというもので、長年農地として利用せず荒廃した土地について、農業委員会に非農地証明を願い出たものです。なお、残りの長年墓地として使用してきた部分については、同日、東京都知事に対して非農地証明の願出が出ており、現在、都が審査中です。隣接する農地は草刈りがされていましたが、願出のあった部分だけがうっそうと茂っていました。かつては生産の場として利用されていたようですが、今ではその面影はなく、農地への復元は困難な状況でした。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第20については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第10番 田中 政博 委員

第 11 番 村松 徹 委員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、平成 31 年度八王子市農業委員会第 4 回総会を閉
会します。

《 午後 4 時 3 0 分閉会 》